

競 技 規 程

(目的)

第1条 この規程は、規約第5条第2号、第3号及び第5号並びに第37条第5号に基づき、ボールルームダンス競技に関し、必要な事項を定める。

(公認競技会)

第2条 本総局内で開催する公認の競技会は、次のとおりとする。

- (1) 連盟公認の競技会 中部日本ダンス選手権、
名古屋インターナショナルダンス選手権
- (2) 本総局公認の競技会 級別ダンス競技会、前号以外の選手権

2 前項第1号の選手権は、連盟の競技規定に準拠して開催する。

3 第1項第2号の級別ダンス競技会のものうちアマF級競技会は、本総局理事会が認めた団体において開催することができる。

4 前項の競技会開催に関し必要な事項は、別に定める。

(公認申請)

第3条 第2条第2号の競技会を主催する支局は、開催期日の4ヶ月前までに競技会公認申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた支局は、級別ダンス競技会公認料100,000円又は選手権（前号以外の選手権）公認料200,000円を本総局に納めなければならない。

(開催申請)

第4条 中部日本ダンス選手権を主管しこれを開催する支局は、開催期日の8ヶ月前までに開催申請書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を受けた支局は、開催公認料300,000円を本総局に納めなければならない。

3 各支局は、年度始めに選手権分担金100,000円を本総局に納めなければならない。

(部門)

第5条 本総局公認の競技会は、プロフェッショナル（以下「プロ」という。）及びアマチュア（以下「アマ」という。）部門とし、それぞれにおいてスタンダード及びラテンアメリカンに分ける。

2 プロ・アマ混合の競技会は、理事会の承認を得てこれを開催することができる。

(地域制限)

第6条 競技会は、オープン競技会又はクローズ競技会とする。

2 オープン競技会は、いかなる地域の選手の出場を認めるものとし、クローズ競技会は、指定した地域以外からの選手の出場を認めない。

3 競技会をオープン又はクローズとするかは、主催支局が決定する。

(競技内容)

第7条 選手権及び級別競技会の競技内容は、次のとおりとする。

| 競技会名称 | プロ・アマ別 | 競 技 内 容 |
|--------------------|--------|---|
| 中部日本ダンス選手権 | プロ・アマ | スタンダード、ラテンアメリカン共に5種目総合 但し、V w、Jは準決勝からとする。 |
| 名古屋インターナショナルダンス選手権 | プロ・アマ | スタンダード、ラテンアメリカン共に5種目総合 又は4種目総合 5種目の場合、V w、Jは準決勝からとする。 |
| 第2条第2号の選手権 | プロ・アマ | スタンダード、ラテンアメリカン共に5種目総合 又は4種目総合 5種目の場合、V w、Jは準決勝からとする。 |
| A 級競技会 | プロ・アマ | スタンダード、ラテンアメリカン共に4種目総合、 3種目総合又は2種目総合 |
| B 級競技会 | プロ・アマ | スタンダード、ラテンアメリカン共に4種目総合、 3種目総合、2種目総合又は単科 |
| C 級競技会 | プロ・アマ | スタンダード、ラテンアメリカン共に4種目総合、 3種目総合、2種目総合又は単科 |
| D 級競技会 | プロ・アマ | スタンダード、ラテンアメリカン共に2種目総合 又は単科 |
| ノービス級 競技会 | プロのみ | スタンダード、ラテンアメリカン共に2種目総合 又は単科 |
| E 級競技会 | アマのみ | スタンダード、ラテンアメリカン共に単科 (5種目の内の1種目) |
| F 級競技会 | アマのみ | スタンダード ワルツ又はタンゴ ラテンアメリカン ルンバ又はチャチャチャ |

(出場資格)

第8条 選手権及び級別競技会の出場資格は、プロ、アマ共に次のとおりとする。

| 競技会名称 | 出場資格 |
|----------------------------------|--------------------------|
| 中部日本ダンス選手権 名古屋インターナショナルダンス選手権 | C級以上の登録選手 |
| 第2条第2号の選手権 | 主催支局の決定による。 |
| A 級競技会 | A、B級の登録選手 |
| B 級競技会 | B、C級の登録選手 |
| C 級競技会 | C、D級の登録選手 |
| D 級競技会 | プロD、N級登録選手 アマD、E級登録選手 |
| プロ・ノービス級 競技会 | プロ・ノービス級登録選手のみ |
| E 級競技会 | アマE級登録選手のみ |
| F 級競技会 | アマF級登録選手のみ |

2 混合級で行うときは、上位級の出場資格とする。

(審査員の構成等)

第9条 競技会の審査、審査員の指名及び構成等については、審査委員会規程の定めるところによる。

(採点管理)

第10条 競技会における採点管理者は、採点管理者資格を有していなければならない。

2 採点管理者資格等については、連盟の採点管理者認定規定の定めるところによる。

(出場申込)

第11条 競技会出場申込は、出場料を添えてプロ選手は支局を、アマ選手は支局又は本総局運営委員会競技管理委員会選手管理部無所属選手係を通じて、主管又は主催支局に出場申込をしなければならない。

2 競技会の出場料は、次のとおりとする。

- (1) 中部日本ダンス選手権 6,000円
- (2) 名古屋インターナショナルダンス選手権 本総局運営委員会競技運営委員会が決定する。
- (3) 第2条第2号の選手権 主催支局が決定する。
- (4) 級別競技会 5,000円

3 欠場又は出場取消をする選手は、欠場届又は出場取消届を主管又は主催支局に提出しなければならない。

(フィガー制限)

第12条 アマD級、E級及びF級のフィガー制限は、次のとおりとする。

| 級 | フィガー制限 |
|------------------|-----------------------------------|
| アマD級 スタンダード | JBDF「ボールルーム(スタンダードダンス)テクニック」の全内容。 |
| アマE級 スタンダード | JBDF「ボールルーム(スタンダードダンス)テクニック」の全内容。 |
| アマF級 スタンダード | JBDF「ボールルーム(スタンダードダンス)テクニック」の全内容。 |
| アマD級 ラテンアメリカン | JBDFラテンアメリカン テキストの全内容。 |
| アマE級 ラテンアメリカン | JBDFラテンアメリカン テキストの全内容。 |
| アマF級 ラテンアメリカン | JBDFラテンアメリカン テキストの全内容。 |

2 プロ・ノービス級は、主催支局が決定する。

3 混合級で行うときのフィガー制限は、上位級の規定を適用する。

(服装)

第13条 アマE級、F級以外のスタンダードの服装は、礼服を着用し、ラテンアメリカンは自由とする。

2 アマE級、F級スタンダードの服装は、男女共に平服とする。

3 アマE級、F級ラテンアメリカンの男子の服装は、平服又はベスト・ネクタイを着用し、女子は平服とする。

4 アマD級とE級を混合で行うとき、又はE級選手がD級に挑戦するときのE級選手の

服装は、自由とする。

(背番号)

第14条 主催者から配付された背番号の台紙の大きさ、表示方法等を加工して使用することは、禁止する。

2 出場選手が前項の規定に違反したと認められるときは、審査員長の決定により、これを失格とさせることができる。

(表彰)

第15条 競技会を主管又は主催する支局は、下記の出場選手に対して賞状を交付しなければならない。

- (1) 中部日本ダンス選手権 決勝及び準決勝出場選手
- (2) 第2条第2号の選手権 決勝及び準決勝出場選手
但し、準決勝出場選手に対しては、主催支局が決定する。
- (3) 級別競技会 決勝出場選手

2 中部日本ダンス選手権のプロ決勝出場選手に対する賞金は、次のとおりとし、アマ決勝出場選手に対する副賞は、主管支局が決定する。

| 第1位 | 第2位 | 第3位 | 第4位 | 第5位 | 第6位 | 準決勝 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ¥150,000 | ¥100,000 | ¥ 80,000 | ¥ 60,000 | ¥ 40,000 | ¥ 30,000 | ¥ 20,000 |

3 第2条第2号の選手権及び級別競技会の賞金並びに副賞は、主催支局が決定する。

4 名古屋インターナショナルダンス選手権の表彰は、本総局運営委員会競技運営委員会が決定する。

(競技会開催予定)

第16条 次競技年度に競技会の開催を予定している支局は、10月末までに競技会開催予定表及び次年度行事予定表を提出しなければならない。

2 本総局運営委員会競技運営委員会は、前項の競技会開催予定表及び次年度行事予定表を基に次年度中部総局管内行事予定表を作成する。

3 行事開催日、競技会種目等の調整は、競技運営委員会委員長が当該支局長と相談の上、行うものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めることのほか、ボールルームダンス競技に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この規程は、平成11年1月21日からこれを施行する。

附 則

1. この規程は、平成13年9月27日からこれを施行する。
2. 平成14年度よりモダンをスタンダードに、ラテンをラテンアメリカンに、ヴェニズワルツをウイナーワルツに変更する。
3. 平成14年度より第4条第2項は、次のとおりとする。
 - (1) 主管支局が納める開催公認料は、30万円とする。
 - (2) 各支局は、年度始めに選手権分担金10万円を納める。
 - (3) 各支局は、前期選手権又は後期選手権のどちらを主管してもよい。

附 則

この規程は、平成15年11月13日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月25日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月1日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月19日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月17日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成25年5月16日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成25年7月25日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月17日からこれを施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月8日からこれを施行する。